



参議院議員

## 石井みどりNEWS



石井みどり、新たなステップへ！  
～ 自民党 副幹事長に就任！！ ～

☆ 参議院厚生労働委員長として、任期1年間の職責を果たす！！ ☆

昨年8月2日に選任されて以来、1年にわたり、厚生労働委員長としての職責を果たすことができました。この間、これまでに培った与野党を超えた人間関係を土台として様々な調整を行い、委員会の円滑な運営に腐心し、「医療介護総合確保推進法」をはじめとして、21本の法案を可決・成立させることができました。この経験を糧として、さらなるステップに進んでまいります！

☆ 厚生労働委員長としてのより詳しい活動内容は、「今だから話そう！ シリーズ」で、

国政報告にてご報告いたします。先生方のご地元で、全国津々浦々で、ぜひお声がけ下さい！

〈成立した法案一覧〉

【第184回 臨時国会】（会期：2013年8月2日～8月7日） ※ 付託された法案なし。

【第185回 臨時国会】（会期：2013年10月15日～12月8日）

「生活保護法の一部を改正する法律案」（閣法第5号）、「生活困窮者自立支援法案」（閣法第6号）、「薬事法等の一部を改正する法律案」（第183回国会閣法第73号）、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律案」（第183回国会閣法第74号）、「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案」（閣法第21号）、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」（閣法第2号）、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案」（参第9号）、「がん登録等の推進に関する法律案」（参第11号）

【第186回通常国会】（会期：2014年1月24日～6月22日）

「雇用保険法の一部を改正する法律案」（閣法第3号）、「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」（閣法第64号）、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案」（閣法第31号）、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第32号）、「独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案」（閣法第58号）、「難病の患者に対する医療等に関する法律案」（閣法第24号）、「児童福祉法の一部を改正する法律案」（閣法第25号）、「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」（閣法第33号）、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」（閣法第23号）、「介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案」（衆第21号）、「アレルギー疾患対策基本法案」（衆第23号）、「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案」（衆第24号）、「過労死等防止対策推進法案」（衆第25号）

## ☆ 自民党 副幹事長に就任！ 新たな一步を踏み出す！！



私はこの度、自民党 副幹事長に就任いたしました（参議院自民党副幹事長兼務）。

特に自民党の場合は、党則の下、組織的にもしっかりしており、副幹事長の担当も定められています。幹事長室の職掌としては、先生方がご承知の通り、各種選挙対策が最大の仕事であります。その他にも議会運営・国会対策・政策審議なども担当し、各省庁ごとの担当も決められています。私は厚労省・消費者庁の担当で、参議院では広報も務めます。会議も多く、自民党役員連絡会、自民党副幹事長会議、参議院執行部会、参議院副幹事長会議などに出席し、谷垣幹事長、伊達忠一参議院幹事長をお支えすることになります。

これまでの「参議院委員会運営」とはまた違う、総合的な視点に立った「国会運営」、さらには「党運営」の立場からの活動となりますが、新たなステージにおいても引き続き全力で取り組んでまいります。引き続きのご指導、ご支援を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

### 【石井議員の新役職】

- 自民党 副幹事長      ○ 参議院自民党 副幹事長      ○ 厚生労働部会 部会長代理
- 内閣部会 副部会長      ○ 厚生労働委員会 委員      ○ 行政監視委員会 筆頭理事
- 消費者問題に関する特別委員会 理事

### 参議院議員 石井みどり事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館403号室  
電話番号： 03-6550-0403      FAX：03-5512-2206  
e-mail：midori\_ishii@sangiin.go.jp      HP：http://www.ishii-midori.jp/

自由民主党東京都参議院比例区第二十九支部 発行